

## (3) 許可の種類 ——法第3条——

- 国土交通大臣許可：複数の都道府県に営業所がある場合  
(該当するか否かの御相談は、国土交通省関東地方整備局へお願いします。)
- 知事許可：一つの都道府県のみ営業所がある場合

※ 「営業所」とは、請負契約の締結に係る実体的な行為（見積・入札・契約等）を行う事務所を言います。単なる登記上の本店に過ぎないもの、請求や入金等の事務作業のみを行う事務連絡所、工事現場事務所や作業所等は営業所には該当しません。（営業所の要件はP5参照）

### ア 他の道府県における営業活動・工事現場について

東京都知事から許可を受けた建設業者は、東京都内の本支店でのみ営業活動を行うことができます。この本支店で締結した契約に基づいた工事は、営業所のない他の道府県でも行うことができます。

### イ 許可を有していない軽微な建設工事の契約について

軽微な建設工事（500万円未満等）について、その業種に関する東京都知事許可を有していない場合は他の道府県の本支店で契約可能です。しかし、その業種に関する許可を有している許可業者は、他の道府県の本支店で契約をする場合は、国土交通大臣許可が必要となります。

### ウ 許可後に営業所の移転・増設等がある場合

東京都知事許可の事業者が他の道府県に営業所を移転・新設する場合は、国土交通大臣許可や他の道府県知事許可へ、また国土交通大臣許可や他の道府県知事許可の事業者が東京都のみに営業所を置く状態となる場合は、東京都知事許可への許可換え新規申請が必要となります（P13参照）。

## (4) 建設工事と建設業の種類

※ 土木工事業、建築工事業の許可があっても、各専門工事業の許可がない場合は、**軽微ではない建設工事（P1参照）**における専門工事を単独で請け負うことはできません。

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内 容	例 示
土	土木一式工事	土木工事業	原則として元請業者の立場で総合的な企画、指導、調整の下に土木工作物を建設する工事であり、複数の下請業者によって施工される大規模かつ複雑な工事	橋梁、ダム、空港、トンネル、高速道路、鉄道軌道（元請）、区画整理、道路・団地等造成（個人住宅の造成は含まない。）、公道下の下水道（上水道は含まない。）、農業・かんがい水道工事を一式として請け負うもの
建	建築一式工事	建築工事業	原則として元請業者の立場で総合的な企画、指導、調整の下に建築物を建設する工事であり、複数の下請業者によって施工される大規模かつ複雑な工事	<b>建築確認</b> を必要とする新築及び増改築 <b>※建築工事業のみの許可で、他の業種における軽微ではない工事を単独で請負うことはできません</b>
大	大工工事	大工工事業	木材の加工若しくは取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取り付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹き付け、又は貼り付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹き付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内 容	例 示
と	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的又は準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事（『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」以外のもの）、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石	石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取り付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事、屋根一体型の太陽光パネル設置工事
電	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事（避雷針工事）、太陽光発電設備の設置工事（『屋根工事』以外のもの）
管	管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事、（配水小管）
タ	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取り付け、又は貼り付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
筋	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組み立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅ	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取り付け、又は工作物に金属製の付属物を取り付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガ	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取り付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹き付け、塗り付け、又は貼り付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内 容	例 示
防	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事 (※建築系の防水のみ)	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、畳、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取り付ける工事 ※組立て等を要する機械器具の設置工事のみ。 ※他工事業種と重複する種類のは、原則として、その専門工事に分類される。	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事(ガスタービンなど)、集塵機器設置工事、トンネル・地下道等の給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
絶	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
通	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
園	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石の据付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
井	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
具	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取り付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取り付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事 ※それぞれの専門工事で建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。 ※総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。	工作物解体工事、建物を壊して更地にする工事(P71参照)

※ 解体工事業は平成28年6月1日から追加されました。

# 9 技術者の資格（資格・免許及びコード番号）表

# 参考資料 2

◎ 特定（法第15条2号イ）の資格及び一般（法第7条第2号ハ）の資格の両方を兼ねる。  
 ○ 一般（法第7条2号ハ）の資格のみ  
 △ 一般（法第7条2号ハ）の資格のみ。ただし、合格後、一級は3年、二級は5年の実務経験が必要  
 ■ 指定建設業：指定建設業の専任技術者は◎の者と大臣認定のいずれかに限られる。

実務経験のみによる者は不可

資格区分及びコード番号	建設業法「登録基幹技能者講習」 その他	職業能力開発促進法 「技能検定」 （旧職業訓練法）	資格区分及びコード番号	建設業の種類	
				大臣認定等	建設業の種類
99	登録基幹技能者講習	職業能力開発促進法「技能検定」	第一種電気工事士	○	土
36	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	第二種電気工事士	○	建
98	登録基幹技能者講習	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（一種・二種・三種）	○	大
97	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験三年以上）	○	左
96	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験五年以上）	○	と
95	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験三年以上）	○	石
94	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験五年以上）	○	屋
93	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験三年以上）	○	電
92	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験五年以上）	○	管
91	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験三年以上）	○	タ
90	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験五年以上）	○	鋼
89	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験三年以上）	○	筋
88	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験五年以上）	○	舗
87	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験三年以上）	○	しゅ
86	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験五年以上）	○	板
85	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験三年以上）	○	方
84	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験五年以上）	○	塗
83	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験三年以上）	○	防
82	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験五年以上）	○	内
81	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験三年以上）	○	機
80	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験五年以上）	○	絶
79	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験三年以上）	○	通
78	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験五年以上）	○	園
77	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験三年以上）	○	井
76	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験五年以上）	○	具
75	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験三年以上）	○	水
74	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験五年以上）	○	消
73	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験三年以上）	○	清
72	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験五年以上）	○	解
71	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験三年以上）	○	
70	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験五年以上）	○	
69	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験三年以上）	○	
68	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験五年以上）	○	
67	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験三年以上）	○	
66	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験五年以上）	○	
65	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験三年以上）	○	
64	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験五年以上）	○	
63	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験三年以上）	○	
62	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験五年以上）	○	
61	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験三年以上）	○	
60	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験五年以上）	○	
59	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験三年以上）	○	
58	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験五年以上）	○	
57	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験三年以上）	○	
56	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験五年以上）	○	
55	講習修了証	職業能力開発促進法「技能検定」	電気主任技術者（資格者証交付後実務経験三年以上）	○	

鉄筋施工は、選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」の双方に合格したもののみ

工事担任者資格者証は、「第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方」又は「総合通信」に限る。

旧電気工事士法による従来の電気工事士免状は第二種電気工事士免状とみなされる。

等級区分はなく、実務経験不要

実務経験は、土工工事に関するものに限る。

検定職種「とび・とび工」の実務経験は、とび工事に関するもの、「コンクリート圧送施工」の実務経験はコンクリート工事に関するものに限る。

令和3年4月1日以降に、工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限る。

解体工事については、解体工事に関する実務経験のみに限る。



# 10 登録基幹技能者について

(新様式)

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令(平成29年国土交通省令第67号)により、許可を受けようとする建設業の種類に応じて国土交通大臣が認める登録基幹技能者については、平成30年4月1日以降主任技術者の要件を満たすこととされました。

登録基幹技能者が主任技術者要件を満たしているか否かについては、講習修了証において、「実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められる」ことが記載されていることで、確認を行います。

(登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証

修了証番号 第 号  
氏 名 (生年月日 年 月 日)  
実務経験を有する建設業の種類: 工事業  
この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。  
この者は、(建設業の種類)について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。

修了年月日 年 月 日  
有効期限 年 月 日

(登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印

**この記載が必要になります(ページ下の※を参照)。また、複数業種を証明する場合は、その全てについて併記が必要です。**

なお、平成30年4月1日前に交付された講習修了証(旧様式)でも、主任技術者の要件を満たしていることを確認できる講習もあるため、ページ下段の※表を参考にしてください。

資格区分及びコード番号	基幹技能者																												資格区分及びコード番号		
	登録さく井基幹技能者	登録送電線工事基幹技能者	登録圧入工基幹技能者	登録解体基幹技能者	登録ALC基幹技能者	登録圧入工基幹技能者	登録解体基幹技能者	登録ALC基幹技能者	登録硝子工事基幹技能者	登録ALC基幹技能者	登録硝子工事基幹技能者	登録建築大工基幹技能者	登録消火設備基幹技能者	登録消火設備基幹技能者	登録消火設備基幹技能者	登録消火設備基幹技能者	登録消火設備基幹技能者	登録消火設備基幹技能者	登録消火設備基幹技能者	登録消火設備基幹技能者	登録消火設備基幹技能者	登録消火設備基幹技能者	登録消火設備基幹技能者	登録消火設備基幹技能者	登録消火設備基幹技能者	登録消火設備基幹技能者	登録消火設備基幹技能者	登録消火設備基幹技能者		登録消火設備基幹技能者	
建設業の種類	登録基幹技能者の有資格コードは、全業種共通で「36」になります。基幹技能者講習と主任技術者として認められる建設業の種類については、以下のとおりです。また、取得できる許可は一般建設業(法第7条2号ハ)のみとなります																												建設業の種類		
大																															大
左																															左
と	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	と
石																															石
屋																															屋
電	○																														電
管																															管
タ																															タ
鋼																															鋼
筋																															筋
鋪																															鋪
しゅ																															しゅ
板																															板
方																															方
塗																															塗
防																															防
内																															内
絶																															絶
通																															通
園																															園
井	○																														井
具																															具
消																															消
解		○																													解

※平成30年4月1日前に交付された講習修了証(旧様式)でも、主任技術者の要件を満たしていることを確認できる講習  
上の表で◇印のある講習については、従前の講習修了証を有している者は、当該講習修了証に記載された実務経験を有する建設業の種類について10年以上の実務経験を確実に有していることから、従前の講習修了証であっても主任技術者の要件を満たしていると確認できる。なお、登録機械土工基幹技能者講習、登録PC基幹技能者講習及び登録運動施設基幹技能者講習においては、「土木工事業」についても実務経験を有する建設業の種類として定められているが、土木工事業については、主任技術者の要件として認められていないことに留意する必要がある。

# 参考資料 3

## 8 技術者の資格（指定学科）表 —法第7条第2号イ該当者法施行規則第1条—

下表の学科ごとに、指定学科を認定できる業種が異なります。具体的な指定学科名は■の表を御確認ください。その他の名称の学科で御相談される場合は、事前に卒業証明書及び履修証明書等を、さらにこの学科が、取得を希望する業種に対応する「施工技士」の資格試験での指定学科に該当している場合は、そのことが分かる資料も併せて御持参ください。（例：「内装」については「1級建築施工管理技士」試験の指定学科である等）

学科	建設業																												
	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
土木工学※	○			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○			○		○	○		○		○	○
建築学		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○	○	○	○		○		○		○	○	○	○
都市工学	○	○	○						○				○			○			○				○			○		○	
電気工学							○													○		○						○	
電気通信工学							○															○							
機械工学								○		○	○		○	○						○	○			○	○	○	○	○	○
衛生工学	○							○					○											○		○		○	
交通工学	○												○																
林学																							○						
鉱山学																								○					

※農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。

### ■ 具体的な指定学科・類似学科 ※ 並びは上表の学科ごととなっております。

類似学科については、学科名の末尾にある「科」「学科」「工学科」は他のいずれにも置き換えが可能です。ただし、「森林工学科」「農林工学科」「農業工学科」「林業工学科」については、置き換えることはできません。

【土木工学】									
開発科	海洋科	海洋開発科	海洋土木科	環境造園科	環境科	環境開発科	環境建設科	環境整備科	
環境設計科	環境土木科	環境緑化科	環境緑地科	建設科	建設環境科	建設技術科	建設基礎科	建設工業科	
建設システム科	建築土木科	鉱山土木科	構造科	砂防科	資源開発科	社会開発科	社会建設科	森林工学科	
森林土木科	水工土木科	生活環境科学科	生産環境科	造園科	造園デザイン科	造園土木科	造園緑地科	造園林科	
地域開発科学科	治山学科	地質科	土木科	土木海洋科	土木環境科	土木建設科	土木建築科	土木地質科	
農業開発科	農業技術科	農業土木科	農林工学科	農業工学科（ただし、東京農工大学・島根大学・岡山大学・宮崎大学以外については、農業機械学専攻、専修又はコースを除く。）					
農林土木科	緑地園芸科	緑地科	緑地土木科	林業工学科	林業土木科	林業緑地科			

学科名に関係なく<生産環境工学・農業土木学・農業工学>コース・講座・専修・専攻

【建築学】							【鉱山学】	
環境計画科	建築科	建築システム科	建築設備科	建築第二科	住居科	住居デザイン科	造形科	鉱山科

【都市工学】			【衛生工学】					
環境都市科	都市科	都市システム科	衛生科	環境科	空調設備科	設備科	設備工業科	設備システム科

【電気工学】								
応用電子科	システム科	情報科	情報電子科	制御科	通信科	電気科	電気技術科	電気工学第二科
電気情報科	電気設備科	電気通信科	電気電子科	電気・電子科	電気電子システム科	電気電子情報科	電子応用科	電子科
電子技術科	電子工業科	電子システム科	電子情報科	電子情報システム科	電子通信科	電子電気科	電波通信科	電力科

【機械工学】								【電気通信工学】
エネルギー機械科	応用機械科	機械科	機械技術科	機械工学第二科	機械航空科	機械工作科	機械システム科	電気通信科
機械情報科	機械情報システム科	機械精密システム科	機械設計科	機械電気科	建設機械科	航空宇宙科	航空宇宙システム科	
航空科	交通機械科	産業機械科	自動車科	自動車工業科	生産機械科	精密科	精密機械科	
船舶科	船舶海洋科	船舶海洋システム科	造船科	電子機械科	電子制御機械科	動力機械科	農業機械科	

学科名に関係なく機械（工学）コース

〈参考〉学校教育法の分類による専任技術者の要件（※指定学科は、学校教育法に基づく学校でなければならず、大学院や職業訓練校、他の法律に基づく各種学校等は対象とはなりません。）

高等学校	全日制、定時制、通信制、専攻科、別科	指定学科卒業＋実務経験 5 年
中等教育学校	平成10年に学校教育法の改正により創設された中高一貫教育の学校	
大学、短期大学	学部、専攻科、別科	指定学科卒業＋実務経験 3 年
高等専門学校	学科、専攻科	
専修学校	専門課程、学科	指定学科卒業＋実務経験 5 年 （専門士、高度専門士であれば 3 年）

# 参考資料 4

## 電子版「被保険者記録照会回答票」

令和 年 月 日現在の加入記録です。

東京都文京区

日本年金機構

生年月日 年 月 日

性別 男

基礎年金番号

横内 賢郎 様

加入制度	お勤め先の名称または共済組合名等		資格取得年月日		資格喪失年月日		加入月数					
国年 厚年 国年 厚年 国年 厚年 国年 厚年 国年 厚年	行政書士法人 スマートサイド		令和 3. 7. 1				29					
国民年金					厚生年金保険(一般)		船員保険		年金加入 期間合計 ( + + )			
納付済月数	全額免除月数	4分の3 免除月数	半額免除月数	4分の1 免除月数	学生納付 特例月数	納付猶予月数	産前産後 免除月数	計		加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	加入月数
国民年金の対象月数					( )							
共済組合等加入月数		任意加入未納月数		特定期間月数		合計期間( + + + )		注: 「共済組合等加入月数」は、共済組合等から日本年金機構に登録されている加入月数です。平成8年以前に退職した共済組合等の加入月数は、情報提供されていない場合があります。				
備考									1 / 1			



# 参考資料 5

112-0002

到達番号 : [REDACTED]

文京区 小石川 1-3-23  
ル・ビジュ-601  
行政書士法人 スマートサイド

横内 賢郎 様  
[REDACTED]

通知書は、処理が完了した方の中から順次発送しております。すでにご提出済みの方が今回の通知書に含まれていない場合、処理が完了次第、送付いたします。

## 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

事業所整理記号 [REDACTED]

事業所番号

被保険者 整理番号	被保険者氏名	※1 適用年月	決定後の標準報酬月額		※1 生年月日	※2 種別
			(健保)	(厚年)		
1	横内 賢郎	[REDACTED]	[REDACTED]千円	[REDACTED]千円	[REDACTED]	第一種

※1 元号 S:昭和 H:平成 R:令和


※2 種別 第一種:男性 第二種:女性 第三種:坑内員 特例第一種:男性(基金加入) 特例第二種:女性(基金加入)  
特例第三種:坑内員(基金加入)

上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。

[REDACTED]  
日本年金機構理事長  
(文京年金事務所)

# 参考資料 6

〒 112-0002  
 東京都文京区小石川1丁目3番23号  
 15553  
 ル・ビジュ-601  
 行政書士法人スマートサイド 様



52311110

c-15554

特別徴収税額		課税人員	非課税人員
月割額	人割		
6月分			
7月分			
8月分			
9月分			
10月分			
11月分			
(備考)			

地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)第1項並びに東京都北区特別区税条例第33条の規定によって、令和 5 年度給与所得等に係る特別区民税及び都民税の特別徴収税額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。なお、この通知書に記載された事項についての審査請求等に関しては、この裏面をご覧ください。

東京都北区長  
 山田 加奈子

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(摘要)
	1	131172															
住所				氏名	個人番号												
				横内 賢郎 様													

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(摘要)
住所				氏名	個人番号												

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(摘要)
住所				氏名	個人番号												

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(摘要)
住所				氏名	個人番号												

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(摘要)
住所				氏名	個人番号												

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(摘要)
住所				氏名	個人番号												

特別徴収義務者名	行政書士法人スマートサイド 様	個人番号又は法人番号
----------	-----------------	------------